

沼津市セミセルフレジ導入業務プロポーザル募集要領

1 目的

POSレジ端末及び自動釣銭機を導入し、市民課及び各市民窓口事務所の証明交付手数料等を収受するためのレジを非接触型であるセミセルフ方式にすることにより、窓口利用者と職員との接触機会を減らし、新型コロナウイルス感染症対策に対応した窓口環境を整備する。また、現在現金のみで収受している証明書交付手数料等について、「新しい生活様式」を踏まえて国が普及促進に取り組んでいるキャッシュレス決済を取り入れることで、支払い方法の選択肢を増やし、窓口利用者の利便性向上を図ることを目的とする。

そこで、市民課及び各市民窓口事務所にPOSレジ端末及びキャッシュレス決済端末等の機器を調達し、それらに関するシステムを構築するため、価格のみではなく提供サービス等の内容全般を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

2 業務概要

- (1) 名 称 沼津市セミセルフレジ導入業務
- (2) 履行期間 契約締結日～令和5年3月31日
- (3) 場 所 市民課及び各市民窓口事務所（別紙1のとおり）
- (4) 提案限度額

ア 導入業務 36,754,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※自動釣銭機付きPOSレジ端末、キャッシュレス決済端末、自動釣銭機付きPOSレジ端末を設置する台及び設置に必要なLANケーブル等の購入費。（搬入、設置費及び初期設定費等含む。）

イ 保守業務 585,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※導入後、3カ月分（令和5年1月から令和5年3月まで）の保守業務。

3 業務内容

沼津市セミセルフレジ導入業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

4 契約候補者選定スケジュール（予定）

項 目		期 日
(1)	公募（市ホームページ掲載）開始	令和4年7月15日(金)
(2)	質問書 提出期間	令和4年7月15日(金)～ 令和4年7月21日(木)午後5時
(3)	質問の回答（市ホームページ掲載）	令和4年7月19日(火)～ 令和4年7月22日(金)午後5時
(3)	企画提案書提出期間	令和4年7月25日(月)～ 令和4年8月 3日(水)午後5時
(4)	選考会参加者承認通知	令和4年8月 5日(金)
(5)	選考会	令和4年8月10日(水)
(6)	選定結果通知	令和4年8月17日(水)
(7)	契約締結（予定）	令和4年9月 1日(木)

5 参加資格

本業務のプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件全てに該当するものとする。

(1) 過去3年以内に、類似業務の契約の実績があること。

※類似業務とは自治体の窓口においてPOSレジ端末及び自動釣銭機の調達またはリースを行っている業務をいう。

※共同の企画提案において、キャッシュレス決済事業者に対して類似業務の実績は求めない。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定を受けている者。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始の決定を受けている者。

(5) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団ではないこと、同条第2号に規定する暴力団員等ではない者又はこれらと密接な関係を有しない者。

(6) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を、募集開始の日から締切日までの間に受けていない者。

(7) 国税及び沼津市税の滞納がない者。

6 質問の受付及び回答

本募集要領及び仕様書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

- (1) 質問期間 令和4年7月15日(金) 午前8時30分～
令和4年7月21日(木) 午後5時
- (2) 提出場所 事務局（本要領15のとおり）
- (3) 提出方法 質問書 別紙様式①を電子メールにて送信する。
- (4) 回答方法 質問に関する回答は令和4年7月22日(金) 午後5時までに、
沼津市ホームページに掲載する。

なお、質疑回答の内容をもって、本要領及び仕様書等の追加または修正をしたものとする。

7 企画提案書の提出

企画提案書を提出する者は、次の各号に掲げる事項に従うこと。

- (1) 提出期間 令和4年7月25日(月) 午前8時30分～
令和4年8月 3日(水) 午後5時

- (2) 提出書類

【共通】

	提出書類	規格	部数	備考
1	企画提案書 表紙	様式②	1部	
2	企画提案書 別紙	様式任意 A4判 縦横自由	簡易製本 (長編綴じ) 10部	企画提案書作成要領（別紙2）にある提案依頼事項については全て記載すること。また、作成した箇所には「項目番号」を記載すること。事業者が特定できる表現はしないこと。
3	会社概要	様式④	1部	会社概要パンフレットを作成している場合は、添付すること。
4	類似業務実績	様式⑤	10部	公募開始日前日までに契約を行った実績を記載すること。
5	見積書	様式⑥	1部	
6	登記事項証明書		1部	法務局の発行する履歴事項全部証明書
7	納税証明書		1部	税務署発行の納税証明書（その3の3）。また、沼

				津市に課税客体のある者は、沼津市税の滞納のない証明書を併せて提出する。
8	暴力団又は暴力団員ではないこと等に関する表明・確約書	様式⑦	1 部	

※ 証明書等の発行日は、申請日から起算して3カ月以内のものとする。

※ 沼津入札参加資格者名簿に登載されている者は、上記6、7の提出を省略できる。

【共同提案する場合】

共同提案者は下記の書類を提出すること。

	提出書類	規格	部数	備考
1	企画提案書 (共同提案者用) 表紙	様式③	1 部	
2	会社概要	様式④	1 部	会社概要パンフレットを作成している場合は、添付すること。
3	見積書	様式⑥	1 部	事業者毎に提出する場合は提出すること。
4	登記事項証明書		1 部	法務局の発行する履歴事項全部証明書
5	納税証明書		1 部	税務署発行の納税証明書(その3の3)。また、沼津市に課税客体のある者は、沼津市税の滞納のない証明書を併せて提出する。
6	暴力団又は暴力団員ではないこと等に関する表明・確約書	様式⑦	1 部	

※ 証明書等の発行日は、申請日から起算して3カ月以内のものとする。

※ 沼津入札参加資格者名簿に登載されている者は、上記4、5の提出を省略で

きる。

(3) 提出場所 事務局（本要領 15 のとおり）

(4) 提出方法 持参または書留郵便（提出期限内必着）

8 企画提案書の審査及び評価

(1) 審査主体 沼津市セミセルフレジ導入業務契約候補者選定委員会

(2) プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

企画提案書の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会（プレゼンテーション・ヒアリング）の当日案内も併せて通知する。

なお、企画提案書を提出したにもかかわらず、令和4年8月5日(金)午後1時までには認否の連絡がない場合は、令和4年8月5日(金)午後5時まで、事務局（本要領 15 のとおり）へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

(3) 選考会

選考会参加者として選定された者に対し、選考会への参加を求め、企画提案書に関するプレゼンテーション（詳細説明）、質疑応答を行う。

ア 開催日 令和4年8月10日（水）

イ 開催時間及び場所 別途、通知する。

ウ 制限時間 準備 10 分、説明 20 分以内、質疑応答 10 分以内

エ 留意事項

説明者は、3名以内とする。プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、企業提案書提出の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。その他必要な機材は参加者で用意し、デモンストレーション用の実機の持ち込みも可とする。プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

9 選定の方法

選定は、あらかじめ設定した選定基準(別紙3 選定基準)に基づき、審査員が企画提案書及び選考会の評価を行う形式で実施し、評価の合計点が、満点の6割以上の選考会参加者のうち、総合評価で最高得点となった者を契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び2番目に得点が高かった者を次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」という。）として契約の相手方に選定する。なお、合計点が同じ場合は出席委員等の多数決で決定し、可否同数の時は会長が決定する。

10 選定結果の通知及び公表

(1) 結果の通知

令和4月8月17日(水)までに全ての参加者に対し、文書により結果を通知する。

(2) 結果の公表

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等を提出期限までに提出しなかったとき。
- (2) 選考会の指定する時間に来場しなかったとき。
- (3) 「5 参加資格」の各号のいずれかに該当しなかったとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (5) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと市長が認めるとき。

12 契約

市は、契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは、参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については、契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定に該当することとなった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は、次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「5 参加資格」の各号いずれかに該当しなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき。なお、契約書は、沼津市ホームページの掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるため、事前に確認しておくこと。

13 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、すみやかに実施計画書(実施体制、連絡体制、工程など)を作成し、市の承認を得ること。

14 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て企画提案者が負担するものとし、提出された企画提案書は返還しない。
- (2) 提出された各書類の差し替え、再提出を認めないものとする。
- (3) 当市に提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (4) 前項の他、本企画提案の審査やその報告のために必要がある場合は、当市がその写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (6) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

15 事務局

沼津市役所 市民福祉部 市民課 証明係 担当 杉山・阿部
〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16-1
電 話 055-934-4723（直通）
F A X 055-934-1672
E-mail koseki-juki@city.numazu.lg.jp